

2023.10.16 第3回 新型インフルエンザ等対策推進会議 関係団体ヒアリング

次期政府行動計画の策定に向けた視点について

公益社団法人日本医師会
常任理事 釜薙 敏

1. 感染症法に基づく「医療措置協定」等の段階的な感染症対応と、感染再拡大局面時のタイムリーな基本的対処方針の見直し等について

- 未知の感染症の国内発生の場合、ウイルスの性質等・状況の変化を勘案し、特定・第一種・第二種感染症指定医療機関における対応が何よりも重要であり、まん延の防止に取り組むべき。
- その後医療措置協定締結医療機関等での感染症対応となり、それぞれの規模・機能に応じて感染症対応を段階的に展開していくが、今回の新型コロナでは「通常医療との両立」が逼迫し医療提供体制に影響がある事案が発生した。
- 感染再拡大などの場合に、国民生活・経済に及ぼす影響が最小となるよう留意しつつ、社会状況に応じて臨機応変かつ速やかに基本的対処方針の見直しを行い、必要に応じて行動制限等がなされ、まん延防止に資する点を再確認しておく必要がある。

2. 感染症に対応できるゾーニング・導線確保など感染症対策強化に向けた検討の必要性について

- 新型コロナ対応では、多くの診療所等において、感染拡大防止に対応するゾーニングや導線の確保に苦慮したケース／院内感染の危険性からコロナ診療を断念せざるを得ない事象もあった（ただし、自院でコロナ診療ができない場合、地域医師会が担う地域外来・検査センターに会員医師が出務する／ワクチン接種への協力など貢献いただいている）。
- 既存の医療機関は構造上の制約があるため、今回のコロナの経験を踏まえ新規開設の医療機関や建替えを行う場合等において、ゾーニングや複数の導線確保等の感染症対策に関する事項を要件とするか検討の余地があるのではないかと。

3. 感染拡大防止に備えた検査体制・公費負担の構築について

- 新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延した際に、迅速により多くの国民に対する当該感染症に係る検査を提供できる体制を構築・維持するための検討が必要。特に、急速に感染拡大した時に短期間で十分な検査提供体制を構築するためには、費用の側面も踏まえた支援が重要。
- また、無症状病原体保有者への対応の検討も必要。

など

**発生段階・医療提供体制の状況に応じた柔軟かつ総合的な対策の推進に向け
引き続き議論が必要**